

会計室働き方・仕事の進め方改革推進本部及び改革推進部会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱第7条に規定する会計室働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「室推進本部」という。）の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(室推進本部の組織)

第2条 室推進本部は、室本部長及び室本部員をもって組織する。

- 2 室本部長は、会計室長をもって充てる。
- 3 室本部員は、審査課長、出納課長及び審査課担当課長をもって充てる。
- 4 室本部長に事故があるときは、審査課長がその職務を代理する。

(推進部会の設置)

第3条 室推進本部に係る事項の検討、調査等を行うため、室推進本部に室改革推進部会（以下「推進部会」という。）を置く。

(室本部長の職務)

第4条 室本部長は、室推進本部を掌理するほか、推進部会を指揮する。

(推進部会の組織)

第5条 推進部会は、審査課長、出納課長、審査課担当課長、審査課審査第1係長、審査課審査第3係長、出納課出納係長及び出納課会計企画係長をもって組織する。

- 2 推進部会長は、審査課長をもって充てる。
- 3 推進部会長に事故があるときは、出納課長がその職務を代理する。

(推進部会の会議)

第6条 推進部会の会議は、適宜、推進部会長が召集する。

- 2 会議には、必要に応じて、関係部局の職員を参加させることができる。

(庶務)

第7条 室推進本部及び推進部会の庶務は、審査課審査第1係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、室本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。